

諮問庁：公正取引委員会委員長

諮問日：平成28年4月4日（平成28年（行情）諮問第291号）

答申日：平成28年8月8日（平成28年度（行情）答申第262号）

事件名：下請法違反の申告を受けた特定会社が突然契約を打ち切ったことに関する見解が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月8日付け公取企第6号により公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「原処分を取り消す。」との裁決を求める。

不開示とした理由に、「開示請求がなされた文書はそれが存在しているか否かを答えるだけで、・・・利益を害するおそれがあるもの」とあるが、当方が要求した開示文書は当該法人の行動を当方が違法と捉え公正取引委員会殿に打ち上げたのであり、これに対し公正取引委員会殿が違法でないとは判断された旨が開示文書に記載されてあれば、当該法人の利益を害するおそれはなく、むしろ利益を向上させ、反対に公正取引委員会殿が問題と捉えた記載があるならば、解決すべき問題であり、事実関係をあきらかにする手法、費用、時間の余裕に欠ける下請け事業者である当方は、不開示によって利益を害するおそれがある。また何の記載もなく議論された形跡がないのであれば当方の報告が行き届いていなく正当な判断に至らなかった可能性があり、存在の有無は重要な問題である。

（2）意見書

ア 不開示決定の取り消しを求めた理由

不開示とした理由に、「開示請求がなされた文書はそれが存在しているか否かを答えるだけで、・・・利益を害するおそれがあるもの」とあるが、当方が要求した開示文書は当該法人の行動を当方が違法と捉え公正取引委員会殿にうちあげしたのであり、これに対し公正取引委員会殿が違法でないとは判断された旨が開示文書に記載されていれば、当該法人の利益を害するおそれはなく、むしろ利益を向上させ、反対に公正取引委員会殿が問題と捉えた記載があるならば、解決すべき問題であり、事実関係をあきらかにする手法、費用、時間の余裕に欠ける下請け事業者である当方は、不開示によって利益を害するおそれがある。これは、下請け事業者の保護を図る下請代金支払遅延等防止法制定の趣旨に反すると考えられる。また何の記載もなく議論された形跡がないのであれば当方の報告が行き届いていなく正当な判断に至らなかった可能性があり、存在の有無は重要な問題である。

イ 理由説明書（下記第3）に対する疑問点・見解

第4条に「・・・本件開示請求文書の存否を応答するだけで、公正取引委員会の当該事業者に対する事件調査の存在が明らかになることにより・・・」と記載されているが、公正取引委員会事務局経済取引局取引部下請取引調査室長殿発行の通知書〔公取下通第34号〕には「調査の結果、・・・違反する行為が認められたため、指導しました。」と記載されており、本件開示請求文書の存否を応答することによって事件調査の存在が明らかになる・・・という記載は間違いであると考えられる。

続いて第4条には「また、特定の事業者に対する事件調査が・・・その事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、上記と同様、また、調査状況の報告は公正取引委員会殿から度々して頂いているため、この開示請求文書によって事件調査が行われていたことの判明や公正取引委員会は申告情報を公にするという認識を対外的にもたれるおそれがありという懸念は矛盾していると捉えられる。これから申告しようと考えている下請事業者が情報管理に不信感を抱き、将来における申告をちゅうちょし、結果・・・とあるが、これは反対に、不開示によって不信感を抱き将来における申告をちゅうちょする下請事業者もいると考えられ上記と言い切るのは無理があると考えられる。公正取引委員会殿の理由説明であり、法5条6号イにこのように記載されている訳ではない。

また、「さらに、特定の事業者に対する・・・証拠隠滅を容易にするなどの事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、上記の通り今回の開示請求によるものではなく当てはまらない。

上記の事由により、開示請求文書の存否を応答するだけで、法5条2号イ及び6号イの不開示情報を明らかにするとは言えないため、開示請求を拒否することは妥当ではないと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 事案の概要

本件は、審査請求人の行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が不開示（存否応答拒否）とする原処分を行ったところ、その取消しを求める審査請求が行われたものである。

2 行政文書開示請求の対象となった文書

開示請求が行われたのは、別紙に掲げる文書である。

3 前提となる事実

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）では、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護することを目的として、親事業者の下請事業者に対する禁止行為等を定めている。

公正取引委員会は、下請事業者等からの申告のほか、親事業者及び下請事業者を対象に実施する書面調査等により、下請法が規定する禁止行為等を行っている疑いがあると認められる親事業者に対し、下請法違反被疑事件として必要な調査を行っている。

事件についての違反行為の有無を明らかにするための一連の調査の結果、公正取引委員会が採る措置等としては、「勧告」、「指導」及び「不問」の3つがある。このうち、「勧告」は、下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる違反行為について、下請法7条の規定に基づき、親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する行政指導であり、平成16年の改正下請法施行以降、当該親事業者に対して勧告の措置を採った旨公表している。

他方、「指導」は、下請事業者の受ける不利益が比較的軽微であると認められる違反行為又は違反のおそれのある行為を行った親事業者に対する行政指導であり、「不問」は、調査の結果、違反事実を認めるまでには至らなかったため「勧告」又は「指導」を行わなかったものであるところ、「指導」及び「不問」とした個別の事件については、事件の有無を含めて一切公表していない。

4 本件対象文書の法8条該当性

本件対象文書は、公正取引委員会が特定法人からの申告に基づき調査を行ったとされる特定の下請法違反被疑事件に係る文書である。

公正取引委員会は、下請法違反被疑事件に係る調査に関し、勧告を行った事件に限り、違反事実の概要等を公表し、指導及び不問とした個別の事件については、事件の有無を含めて一切公表していない。よって、本件対

象文書の存否を応答するだけで、公正取引委員会の当該事業者に対する事件調査の存在が明らかになることにより、当該事業者の信用低下を招くなど、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）。

また、特定の事業者に対する事件調査が申告に基づき行われていたことが明らかになると、公正取引委員会は申告情報を公にするという認識を対外的に持たれるおそれがあり、これから申告しようと考えている下請事業者が公正取引委員会における情報管理に不信感を抱き、将来における申告をちゅうちょし、結果、公正取引委員会の端緒情報の収集活動が妨げられ、情報の収集、違反行為の発見を困難にし、その事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号イ）。

さらに、特定の事業者に対する公正取引委員会の事件調査の有無及び進捗状況が明らかになることにより、事件調査の密行性が損なわれ、証拠隠滅を容易にするなどの事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号イ）。

そして、本件では開示請求者が申告者であるところ、下記5（3）のとおり、法に定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、開示請求を認めるものであることから、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

以上を踏まえると、本件対象文書の存否を応答するだけで、法5条2号イ及び6号イの不開示情報を明らかにすることとなるため、法8条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが妥当である。

なお、下請法違反被疑事件に係る文書を存否応答拒否とすることについては、下記5（1）及び（2）のとおり、過去にも先例となる答申があり、その妥当性について情報公開・個人情報保護審査会も認めているところである。

5 情報公開・個人情報保護審査会の答申例

（1）特定の下請法違反の申告に係る特定法人に対する調査の内容等を存否応答拒否とした経済産業大臣の判断が妥当であるとされた答申例

特定日付けで中小企業庁に提出された特定法人の下請法違反の申告に係る当該法人に対する調査及びその詳細な結果を確認できる文書について、経済産業省がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事案においては、請求者の審査請求による情報公開・個人情報保護審査会の審査の結果、当該文書の存否情報を答えるだけで、法5条2号イ及び6号イの不開示情報を開示することとなるため、経済産業省が行った存否応答拒否決定は妥当であるとの結論が出されている（平成24年度（行情）答申第280号）。

- (2) 特定の下請法違反の申告に係る特定法人に対する調査に基づいて当該法人から提出された改善報告書を存否応答拒否とした公正取引委員会の判断が妥当であるとされた答申例

特定日付けで公正取引委員会に提出された特定法人の下請法違反の申告に係る当該法人に対する調査に基づき、当該法人から公正取引委員会に提出された改善報告書について、公正取引委員会がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事案においては、請求者の審査請求による情報公開・個人情報保護審査会の審査の結果、当該文書の存否情報を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、同条6号イについて判断するまでもなく、公正取引委員会が行った存否応答拒否決定は妥当であるとの結論が出されている（平成20年度（行情）答申第357号）。

- (3) 開示請求者が誰であるかは開示・不開示の判断に当たって考慮されないとされた答申例

特定個人に係る労災補償給付の決定に関する文書について、厚生労働省石川労働局がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事案においては、請求者の審査請求による情報公開・個人情報保護審査会の審査の結果、法に定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めるものであることから、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものとして、石川労働局が行った存否応答拒否決定は妥当であるとの結論が出されている（平成27年度（行情）答申第680号）。

6 結論

したがって、上記に述べるとおり、本件開示請求に対して処分庁が行った存否を明らかにしないで開示請求を拒否した処分は妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年4月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年8月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定日Aに、特定法人甲から公正取引委員会に申告した特定法人乙の案件について、特定年月に提出した特定資料特定ページの特定項記載内容の++公正取引委員会に相談した事実、調査依頼に移行する意向等を、特定法人乙の代表取締役専務に伝達した際には、契約打ち

切りの告知はなかったのにも関わらず、特定日Bに特定法人乙より特定日C付にて契約打ち切りの告知書面が届き、特定材の加工が突然打ち切られた事に関する公正取引委員会の見解が分かる文章」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号イの不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件開示請求は、本件行政文書開示請求書及びそれに添付された特定資料の内容を踏まえると、特定法人甲及び乙を明示した上で、特定法人乙が下請法に違反している旨特定法人甲が公正取引委員会に申告した案件についての同委員会の見解が分かる文書の開示を求めるものであり、当該文書の存否を答えることは、当該申告に基づく同委員会による下請法違反被疑事件としての調査の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、上記の申告の内容の真偽が定かでない中で、本件存否情報について、これを明らかにした場合、特定法人乙が特定法人甲との取引に関して下請法に違反する行為に関与しているとの憶測を呼び、同法人の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条2号イの不開示情報を開示することになるため、同条6号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及び6号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条2号イに該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

本件対象文書

特定日 A に，特定法人甲から公正取引委員会に申告した特定法人乙の案件について

特定年月に提出した特定資料特定ページの特定項記載内容の++公正取引委員会に相談した事実，調査依頼に移行する意向等を，特定法人乙の代表取締役専務に伝達した際には，契約打ち切りの告知はなかったのにも関わらず，特定日 B に特定法人乙より特定日 C 付にて契約打ち切りの告知書面が届き，特定材の加工が突然打ち切られた事に関する公正取引委員会の見解が分かる文章